

1. 「子供用特定製品」とはどのような物を指すか

【課題認識】

・近年は、子供用の化粧セットやアクセサリ、ドレスなど、主人公になりきるための製品が増えている。これらには、どの法が適用されるのか。

村田：高齢化や在留外国人の増加など、国内の一般消費者の属性も変化している中で、経済産業省として製品安全の観点から検討すべき点についてどう考えているか？

齋藤経産大臣：近年、インターネット上で多種多様な製品が取引されており、こうした購買環境の変化に対応した製品安全の確保は極めて重要になっていると認識している。

オンラインモール等を通じて販売されている製品の中には表示義務違反や技術基準不適合のものが多く存在しているし、玩具等についても、子供が誤飲する危険性があるとして諸外国で販売禁止となった製品が国内で流通している。こういう実態や、事故の様態等をしっかりとフォローしながら、この環境変化に適応して、必要に応じて対処していきたい。

村田：子供用特定製品は政令で定めることとされているが、具体的にどのような製品、対象年齢が指定される見込みであるのか？

政府参考人：子供用特定製品については、まず、誤飲等の可能性がある低年齢層が対象の玩具、そして、ベビーカーやだっこひもといった既に諸外国で規制対象となっている玩具以外の製品について、事故の発生状況を踏まえながら、今後、関係の審議会において審議されていくことになる。

村田：子供用の化粧セット、子供用アクセサリ、子供用コスチュームドレスは、どのような目的で設計、製造、販売をされているのか？童話やアニメの主人公になり切って遊ぶためか、あるいは純粋に化粧や装飾を楽しむためか？その目的の違いによって、食品衛生法の適用は異なってくるのか？

政府参考人：食品衛生法においては、乳幼児が接触することで健康を損なうおそれがあるおもちゃを指定し、規格に合致しない製品の販売を禁止するなどの規制を行っている。具体的には、乳幼児を対象とする子供用化粧セットは知育玩具に該当、また乳幼児がおもちゃとして遊ぶためのアクセサリについてはアクセサリ玩具に該当し、食品衛生法が適用されている。

村田：子供たちが純粋に着飾りたいんだという意味で作られている子供用アクセサリは、食品衛生法上の指定おもちゃとなり得るのか？

政府参考人：真の意味での装飾品というものに関しては、食品衛生法の対象外となっている。

村田：遊ぶ目的で作られているのか、若しくは純粋に装飾を楽しむ雑貨として作られているのか、その目的の違いによって本法案の適用は異なってくるということか？

政府参考人：指摘の子供用化粧セット、子供用アクセサリ等、子供の生活の用に供されるものであれば、概念的には子供用特定製品として本法案の適用対象になり得るが、今般の改正案は、子供用製品について子供による安全な使用が適切に確保できないという課題に対応するために措置するものであり、使用目的によって規制対象が変わるものではないと考えている。

村田：子供用化粧セット、子供用アクセサリ、子供用のコスチュームドレスに関して、実際にどのようなトラブルが起きているか、消費者庁では把握しているか？

政府参考人：事故情報データベースに登録されている事例によれば、子供用化粧セットの

関連ではマニキュアの使用による指のかぶれ、子供用アクセサリーの関連では外れてしまったヘアアクセサリーのパーツの誤飲、子供用コスチュームドレスの関連では、アニメキャラクターのドレスから外れたラメの付いた手でこすったために目が痛くなった、といった事例が登録されている。

2. トラブル防止には海外連携、質の担保が重要

【課題認識】

- ・指輪やヘアゴムなどの子供向け商品を作成、販売している、ハンドメイド市場には百万人の作家がいると言われる。このような業界に対しても、子供用特定製品のことや安全確保の周知が必要ではないか。
- ・子供用製品では、海外で販売停止された危険な製品の販売先として、規制の無い日本がターゲットになっている。海外の動向など、情報収集と連携体制が重要。

村田:ハンドメイド市場で作品を売っている皆さんに対しても、こうした子供用の特定製品の話も含め、安全確保の周知をしていくべきだと思うが、どのように行っていくのか？

政府参考人:個人による製造販売のうちでも、反復継続して業として行う場合は今回の法律の規制対象になるため、規制対象として捉えた方々に対して今回の法改正の措置内容の周知を図ることをしたいと考えている。また、製品を購入する側の消費者に対しても、今般の制度改正の趣旨を含め発信をしていくことが製品事故の未然防止に資するとも考えている。

村田:海外で販売停止された危険な製品について、日本においても即座に販売停止とするよう対応していくのか？またこうした情報をどう収集していくのか？

政府参考人:海外における事故情報等については、製品評価技術基盤機構の製品安全センターにおいて収集分析などを行っている。また、海外における規制当局との連携や情報交換の取り組みも非常に重要と認識している。今般の法改正で海外から直接製品を販売する事業者を規制対象とすること、子供用特定製品といった類型を設けたことによって、今後より一層海外情報の収集、活用は重要性を増すため、製品事故の未然防止の観点から、関係機関とも連携し取組を進めてまいりたい。

村田:どんな値段のものであっても、質を担保していくことは重要なため、子供用の化粧セット、アクセサリー、コスチュームドレスについて引き続き安全が確保されるよう対策をすべきだと思うが、大臣の見解は如何か？

齋藤経産大臣:規制対象とする子供用特定製品の対象範囲については、今後、消費経済審議会の場で審議の上、政令で決定していくことになる。指摘の子供用化粧セットなどについても、子供の誤飲等のリスクや事故の発生状況等も踏まえ、価格に関係なく指定の是非を検討していく。

なお、子供というのは大人が思いも寄らないような使い方をすると思うので、子供の安全を守っていくためには、子供用特定製品として指定するにとどまらず、当該製品の安全性やその使い方、また発生してしまった事故の事例等について発信していくことが重要と思っている。

以上